

「各国政府のセキュリティ政策に関する実施体制、法制度及び認証制度調査」

に係る一般競争入札に関する Q&A

最終更新日: 2020 年 7 月 29 日

独立行政法人情報処理推進機構

No.	質問	回答
1	ヒアリングは何名まで出席することが可能でしょうか。	特に上限は決めていませんが、5名程度以内を想定しています。
2	「入札内訳書」の様式に指定はありますでしょうか。あるいは、応札者が通常使用している見積書の様式でよろしいでしょうか。	特にフォーマットの指定はありません。落札後、契約締結までにご提出いただく書類となります。
3	「情報取扱者名簿」の記述内容につきまして、「住所」「生年月日」「パスポート情報」について、提案書への記述は必須でしょうか。また、上記情報のご提供が難しい場合は、情報提供が難しい旨を説明する「理由書」等の提出により対応させていただくことは可能でしょうか。	仕様書「5. 適切な情報管理に係る要件」に記載の通り、情報漏えい防止の観点より記載必須事項としております。
4	「各業務従事者」の記述内容につきまして、「学歴の具体的な学校名・大学名等」「職歴の具体的な会社名等」「国籍等がわかる資料」について、提案書への記述は必須でしょうか。また、上記情報のご提供が難しい場合は、情報提供が難しい旨を説明する「理由書」等の提出により対応させていただくことは可能でしょうか。	各業務従事者の略歴の記載は必須となりますので、可能な範囲で具体的に記載ください。
5	提案書のページ数の下限及び上限をご教示ください	特に指定はありません。
6	本業務を遂行するにあたって、貴機構から提供されるいかなる情報も共有することではなく、業務従事者からの指示に基づき、調査業務を行う職員について、「情報管理体制図」「情報取扱者名簿」に記述することは必須でしょうか(割愛させていただいても差し支えないでしょうか。)。	弊機構からの情報を共有しない職員については記載する必要はありません。
7	「EU」については「フランス」「ドイツ」「エストニア」も含めた 27 か国が加盟する欧州連合(政治経済同盟)を対象として調査を実施する認識でよろしいでしょうか。	その認識で正しいです。
8	ヒアリングに Web 会議ツールで出席することは可能でしょうか。 また、ヒアリング出席者の全員が Web 会議ツールでヒアリングに出席することが認められない場合は、一部の出席者のみ貴機構指定の会議室へ訪問してヒアリングに出席し、他の出席者は Web 会議ツールでヒアリングに出席することは可能でしょうか。	Web 会議ツールは利用しません。

9	契約書第7条について、実地調査は、当社の合意なしに、実地調査が行われる場合があるということでしょうか。また、委託業務完了後にも調査が可能であるようですが、こちらも当社の合意なく行われる場合があるのでしょうか。	実地調査を行う場合は合意を原則とします。合意に向けた協議を一切することなく、実地調査を行うことはありません。
10	契約書第16条第1項について、「その他公益的見地に基づいて」について、「その他公益的見地」の具体例を挙げていただくことはできますでしょうか。	その時々に応じ、社会全体の利益となるような判断基準も変化することもありますので、個別具体的な例を申し上げることはできません。
11	契約書第16条第4項について、「また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。」について、当社では情報セキュリティの規定を設け、事故発生時等もその規定に基づいた対応を行っております。貴法人の指示があった場合は従わなければならぬのでしょうか。	弊機構から指示が出されるのは報告内容として不十分と判断した場合となりますので、指示が出された場合にはその指示に従っていただくことが必要となります。
12	契約書第16条第5項の「乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。」について、この「調査」は、質問に対する回答以上の実地調査のようなものを想定していますでしょうか。	基本はメール等での問合せを想定していますが、実地調査の可能性を排除するものではありません。なお、実地調査を行う場合は、契約書第7条に基づき行います。
13	契約書第17条第1項について「乙から甲に自動的に移転するものとする。」とありますが、成果物並びに請負業務の履行過程で当社が作成又は独自に収集した資料、当社のツール、メソッド、質問事項、回答、独自のリサーチ及びデータに関する著作権等の知的財産について、当社が権利を保持することは可能でしょうか。	本事業に伴って新たに作成された知的財産権については弊機構に権利が自動的に移転しますが、以前から保有していた場合や本事業とは独立に作成された場合の知的財産権についてはその限りではありません。
14	契約書第17条第2項に「その他一切の利用を許諾したものとみなし」とありますが、具体的にどのような利用を指すかご教示いただけますでしょうか。	納入物件など、本事業で得た情報を弊機構が支障なく利用・公開するために必要となる一切の権利を許諾するという意味です。
15	契約書第19条の「請負業務の成果」とは、成果物を指しますでしょうか。	納入物件、及び調査の過程で入手したデータ、文献、資料、ヒアリングシート等、納入物件と一緒に納入されたデータ類です。
16	本件は公表等を前提としており、成果物を公表しない場合はないと理解すべきでしょうか。	はい、公開を前提とします。
17	特則第7条第3項について、貴法人より通知があった場合は事業所への立ち入りを必ず受け入れる必要があると理解すべきでしょうか。例外はございませんでしょうか。	実地調査を行う場合は合意を原則とします。合意に向けた協議を一切することなく、実地調査を行うことはありません。
18	特則第7条第4項について、当社では情報セキュリティの規定を設け、個人情報の管理もその規定に基づいた対応を行っております。貴法人の指示があった場合は従わなければならぬのでしょうか。	弊機構から指示が出されるのは個人情報の管理办法として不十分と判断した場合となりますので、指示が出された場合にはその指示に従っていただくことが必要となります。

19	特則第 11 条第 2 項について、当社への相談なく第三者と和解しないなどの条件を付すことは可能でしょうか。	「個人情報の取扱いに関する特則」の内容変更はできません。
20	報告書の公開の方法をご教示いただけますでしょうか。	IPA のホームページにて公開します。
21	報告書について「経済産業省等による」とありますが、経済産業省以外ではどのような組織による活用を想定していますでしょうか。	現時点では特に決まったものはありません。
22	入札心得第 2 条第 3 項について、入札後、契約書の内容についての協議はできないという理解をすべきでしょうか。	貴見のとおり、内容についての協議は不可です。